

令和8年度石垣市地域経済循環創造事業（ローカル10,000プロジェクト） 申請事業者募集要項

石垣市では、地域の資源を最大限に活用し、地域経済の活性化を図り、地域の特性やニーズに応じた持続可能な地域社会の実現を目指す民間の新規事業の初期投資費用を支援し、地域の経済循環を創出・拡大を図ることを推進していくため、国と地方の協調補助制度である「地域経済循環創造事業（ローカル10,000プロジェクト）」を活用する事業を募集します。

1 募集事業

次に掲げる（1）～（4）を要件とする「地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）」を活用する事業

- （1）地方公共団体、地域の金融機関等との連携を通じて、地域資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- （2）市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- （3）他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- （4）補助対象経費のうち、事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）の総額が下記4に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保（交付金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお、金融機関は経営者に対して交付金事業の連帯保証人になること（経営者保証）を求めてはならない。

2 補助対象経費

補助対象経費は、交付金事業期間中に要した次に掲げる（1）～（4）の経費

- （1）施設整備費
事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
- （2）機械装置費
事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）
- （3）備品費
事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
- （4）調査研究費
事業の遂行に必要なものとして、事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

3 補助対象者

- (1) 市内に事業所を有し、又は設置しようとする者であること。
- (2) 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 石垣市暴力団排除条例(平成 23 年石垣市条例第 18 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員を役員とする民間事業者等でないこと。

4 交付限度額

交付限度額は、補助対象経費から融資額等を除いた額を対象として、市が補助事業者に補助する経費（以下「補助金額」という。）の額は、1 事業あたり次により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 融資額等が補助金額の同額以上 2 倍未満の場合 3,000 万円
- (2) 融資額等が補助金額の 2 倍以上 3 倍未満の場合 4,000 万円
- (3) 融資額等が補助金額の 3 倍以上 4 倍未満の場合 5,000 万円
- (4) 融資額等が補助金額の 4 倍以上の額の場合 5,500 万円

5 補助事業の実施期間

交付決定を受けた年度を含めて最大 2 年

※ただし、交付決定は単年度ごとに行う。

6 公募期間

令和 8 年 4 月 13 日（月）から令和 8 年 7 月 31 日（金）まで

※事業の緊急性や効果などを踏まえ、必要があると認められる場合はこの限りでない。

※本事業は市や地域金融機関等との調整や連携が必要になります。

※応募を行う際は事前にご相談ください。

※事業の審査及び採択は総務省においても行われます。審査の結果、事業が不採択になった場合等は補助金が交付されませんので、あらかじめご留意ください。

7 申請方法

応募に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 石垣市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第 1 号）

添付資料

- ① 総務省が定める地域経済循環創造事業実施計画書
- ② 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- ③ 工程表その他の完成までのスケジュールが分かる資料
- ④ 市税に未納がない証明
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

8 提出場所

石垣市役所ふるさと創生課まで持参又は郵送

住所：〒907-8501 石垣市字真栄里 672 番地

Mail：furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp

9 留意事項

- (1) 提出書類は、申請事業の採択以外に使用しないものとする。
- (2) 書類の提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (3) 書類提出後は、事業計画書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。

10 申請者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 審査終了後に、申請資格がない事実が発覚した場合

11 事業の審査方法及び審査基準

(1) 審査会の開催

申請のあった事業については、1次審査（書類確認）、2次審査（プレゼンテーション）により総務省に申請する事業を選定し、総務省による審査を経て、補助対象者を決定します。

※2次審査は、石垣市地域経済循環創造事業補助金申請事業審査会において、プレゼンテーションを実施し、審査を行います。

※1次審査、2次審査、総務省による審査に落選した場合は、補助金不交付決定を通知します。

(2) 審査基準について

審査は、次の表に掲げる審査基準に基づき、提案事業を厳正かつ公正に審査を行い、各委員の評価点の合計が6割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政などの状況に鑑み合議により申請事業を選考する。

※審査の結果については、原則非公表とする。

	審査項目	審査基準
1	事業の収支計画	・収支計画に妥当性はあるか。 ・収支計画における公費の金額が上限を超えるものでないか。
2	地域資源の活用	・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料などの地域資源を活用する事業であるか。

3	事業の実現性	・事業の内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。
4	雇用計画	・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。
5	公共的な地域課題の解決	・地域経済の循環、関係人口の増加など、本市の地域課題の解決に繋がる事業であるか。
6	事業の新規性	・事業者にとって新規ビジネスであるか。
7	事業のモデル性	・市内で前例のない取組であり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデル性となり得る事業か。
8	リスクに対する回避策	・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。
9	事業の自立性	・補助金事業の完了後、本市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。

1 2 審査結果の通知

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず申請者全てに文書で通知する。

1 3 遵守事項

この補助金の申請及び事業実施においては、石垣市地域経済循環創造事業補助金交付要綱（令和6年石垣市告示第289号）を遵守すること。

なお、この補助金は総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用する事業であるため、総務省の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（ローカル10,000プロジェクト）のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）その他の法令及び関連通知の適用を受けることをあらかじめ承知おきください。

1 4 担当課及び問い合わせ先

石垣市企画部ふるさと創生課 地域創生係

住所：〒907-8501 石垣市字真栄里 672 番地

電話：0980-87-9000

Mail：furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp